

船橋市生活困窮者支援活動団体補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響により生活に困窮する市民（以下「生活困窮者」という。）の支援に取り組む民間団体に活動経費を補助することにより、生活困窮者自立支援の機能強化を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 船橋市生活困窮者支援活動団体補助金（以下「補助金」という。）を受けることができるものは、市内において生活困窮者支援活動を行う法人その他の団体（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」と連携が図られている又は連携する予定であること。
- (2) 市が設置する、生活困窮者の状況把握、課題整理及び支援方法の検討等を行う官民連携によるプラットフォームに参画すること。
- (3) 5人以上で構成され、団体の規約等を有していること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が独自に実施する生活困窮者支援活動のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 生活困窮者を支援するうえで、市長が必要と認めること。
- (2) 物価高騰等の影響により生活困窮者支援ニーズの増大による事業量又は活動経費が増加していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や事業者、団体等が利益を受ける事業
- (3) 現金又は金券類の配布を行う事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第7条に規定する交付可否の決定を受けた日の属する年度の4月1日から3月31日までの間に実施する補助対象事業に要する経費のうち、市長が必要と認めるものとする。

2 クレジットカードを利用して経費を支払う場合については、次の各号に掲げるいずれにも該当するものを補助対象経費として取り扱うものとする。

- (1) 補助対象事業期間内にクレジットカード決済（引落しを除く。）及び納品又は検査が完了していること。

(2) 原則として交付決定を受けた補助対象団体のクレジットカードを利用すること。ただし、補助対象事業の実施のために必要であることが明らかな経費に限り、補助対象団体の社員、会員等の個人名義のクレジットカードを利用することができる。この場合においては、補助対象事業期間内に当該名義人への精算を完了させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 他の法令等により国、地方公共団体又はその他民間基金等の補助金等を受ける経費

(2) 補助対象事業の実施に直接要しない経費

(3) 補助対象とならない経費と経理を明確に区分できない経費

(4) 支出した証拠を示すことができない経費

(5) 人件費の総額が補助対象経費の総額の2分の1を超過する場合の当該超過額

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の総額の3分の2以内（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1団体につき50万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、船橋市生活困窮者支援活動団体補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、市長が定める期日までに申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体の定款又は規約等

(4) 団体の役員等名簿

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市生活困窮者支援活動団体補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知する。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができ

る。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(暴力団等の排除)

第9条 第7条の規定にかかわらず、市長は、申請者が船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)である場合は、補助金の交付決定をしないことができる。

(計画変更等の承認)

第10条 第7条の規定による補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止をしようとするときは、船橋市生活困窮者支援活動団体補助事業計画変更(中止・廃止)申請書(第3号様式)により、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から起算して20日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに、船橋市生活困窮者支援活動団体補助金実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添え、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業に関する収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (4) 第4条第2項各号を満たすことを確認できる書類(クレジットカードで補助対象経費を支払う場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市生活困窮者支援活動団体補助金確定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(交付の時期等)

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払により交付することができる。この場合における補助金の請求は、船橋市生活困窮者支援活動団体補助金概算払請求書(第6号様式)により行わなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 暴力団等であることが判明したとき。
- (3) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (4) 第16条の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

- 2 第7条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げ

る財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他補助金の交付の目的を達成するため、市長が必要があると認めるもの

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、当該事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、これらを事業完了後、10年間保管しなければならない。

(調査又は報告)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 申請者は、第6条の規定による申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定に基づき申請がなされたものについては、補助金の額の確定において消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

3 第1項ただし書の規定に基づき申請をした補助事業者は、第11条の規定による実績報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市生活困窮者支援活動団体補助金に係る消費税及び地方消費税

の仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。ただし、前項の規定により消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月12日から施行し、同年4月28日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

第1号様式

船橋市生活困窮者支援活動団体補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）

連絡先（電話）

団体の名称

代表者氏名

船橋市生活困窮者支援活動団体補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 円

2. 事業内容

3. 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の定款又は規約等
- (4) 団体の会員名簿及び役員名簿
- (5) その他

4. 消費税及び地方消費税の適用に関する事項

第 2 号様式

船橋市生活困窮者支援活動団体補助金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった船橋市生活困窮者支援活動団体補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

ア 事業の内容の変更をするときは、市長の承認を受けること。

イ 事業を中止するときは、市長の承認を受けること。

ウ 事業が予定期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 交付しない。

理由

第3号様式

船橋市生活困窮者支援活動団体補助事業計画変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）

連絡先（電話）

団体の名称

代表者氏名

船橋市生活困窮者支援活動団体補助事業を計画変更（中止・廃止）したので、下記のとおり申請します。

記

- 1 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
- 2 計画変更、中止又は廃止の理由
- 3 補助事業の内容（計画変更の場合）
変更前
変更後

第 4 号様式

船橋市生活困窮者支援活動団体補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）

連絡先（電話）

団体の名称

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のあった船橋市生活困窮者支援活動団体補助金に係る事業実績について、収支決算書その他必要書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 事業に関する収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (4) 第 4 条第 2 項各号を満たすことを確認できる書類（クレジットカードで補助対象経費を支払う場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

第 5 号様式

船橋市生活困窮者支援活動団体補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、
補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

交付確定額

円

第 6 号様式

船橋市生活困窮者支援活動団体補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）

連絡先（電話）

団体の名称

代表者氏名

船橋市生活困窮者支援活動団体補助金の概算払を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 補助金を事業完了以前に交付希望する理由

第 7 号様式

船橋市生活困窮者支援活動団体補助金に係る消費税及び地方消費税の
仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）

連絡先（電話）

団体の名称

代表者氏名

年 月 日付で交付決定のあった船橋市生活困窮者支援活動団体補助金について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付確定額 金 _____ 円

2. 確定申告により確定した船橋市生活困窮者支援活動団体補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も 0 円と記載すること）

金 _____ 円

3. 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって
特定収入割合が 5 % を超える事業者は添付不要）